

雜錄

○製鐵救濟案 製鐵業救濟問題は早くより唱へられて居たにも係はらず今日まで容易に實行を見るに至らなかつたのは當業者が利己的立場からその悲境を救濟してくれといふが如く聞こえ廣く國家的立場よりする製鐵業の自營發達を期するものと認められない嫌ひがあつた結果今日まで製鐵業救濟問題は聲の大なる割合には一般社會から輕視されて居たのであるが、昨今に至り當業者も漸く覺るところあり、當業者自身の救濟といふ事よりも、國防的乃至文化的見地よりする製鐵業救濟といふことを力説するやうになつて來たので、東洋

製鐵、兼二浦、日本製鋼、田中鑛山といつたやうな民間主要製鐵業者の間に救濟案に對する意見が大體一致するやうになつて來た。即ち

世間の一部に傳へられてゐるが如き關稅率の引上は銑鐵關稅に關する國際協約によつて、大正十二年七月までは絶對に不可能の實情にあるを以て關稅引上は望みないとして此際他に適當の對策を講ぜねばならぬが、その對策と云ふのは、(一)民間主要會社の合同、(二)八幡製鐵所の拂下、(三)民間主要會社の買上、(四)八幡製鐵所と民間主要製鐵會社との一大合同をなし所謂滿鐵の如く半官半民の一大會社を組織すると云ふ此四案より外にないのであるが、

此中、當業者が掛らんとするものは第四案、即ち半官半民の一大製鐵會社を組織せんとする事に大體意見が一致してゐ

るやうであるそれで東洋製鐵、兼二浦、日本製鋼、田中鑛山等の代表者が最近某所に會合し愈々これが實行運動にとりかゝらうといふ事まで進捗したのである。兎に角製鐵業救濟問題は愈々實行運動に入らうといふ點まで熟して來たのであるが、然かもその實現の時期は八幡製鐵がこれに絕對反対をとなへてゐる際ではあり容易に逆睹することは出來ない。

○内國製鐵業の將來 今や米國製鐵界は回復の曙光を認め石炭界の罷業騒ぎの止み次第活況の緒に就くべく、従つて本邦製鐵業も多少の好影響を受くべき次第なるも茲に當業界百年の計を立て、戰後失敗の轍を履まざらんが爲には單に之を以て満足すべからず進んで積極的政策を樹立せざるべからざる處なるが右に關し農商務省福田書記官は大要左の如き所見を發表せり。

由來製鐵業の盛衰は自然的條件に支配せらるゝこと大なるものあり然るに原料の天恵乏しきは我當業の根本的缺陷にして其鑛石に就て見るに我國に於ける鑛石埋藏量は一億噸と稱せらるゝも釜石其他二、三鑛山と除く外は概ね貧弱なる小鑛山にして到底近代的大規模なる製鐵業を維持するに足らず唯支那其他隣邦には豊富なる鑛山尠からず且多くは交通至便にして長江沿岸の鑛石の如きは彼の米國シユーペリオル湖畔の鑛石を水路千哩陸路二百哩を運搬してピツツバーグに於て使用するに比し自然的條件遙に有利なるものあり、故に八幡製鐵所初め我國主要の製鐵所は何れも大部分を外國、主として支那の供給に待ちつゝあり今後製鐵業の發達を期せんとせば益々隣邦との交誼を厚うし其富源を利用せざるべからず、斯くの如く鑛石は之を外國の供給に

待つべしとするも憂ふべきは寧ろ石炭にあり即ち我國の石炭は第一品質に於て製鐵用に適せず良質の骸炭を得んとせば必ずや輸入炭を配合せざるべからず我石炭埋藏量は八億噸と稱せられ今後數十年を以て盡くべきが故に大規模な製鐵業を興すは徒に其の消滅期を早むるの虞あり、加之我製鐵業上障礙最も大なるは我國石炭の採掘費不廉にして且年と共に甚しく品質は粗悪となるの傾向あるを以て石炭を輸入して我國に製鐵業を興すは經濟上殆ど不可能なるを以て製鐵業は寧ろ石炭豊富なる支那に於て興すに如かざるべしと信ず、而して安價なる銑鐵を輸入し國內の製鐵業は副產物の完全利用に依り可及的維持發展を計り進んで東洋市場に雄飛せんことを期せざる也と。

● 鐵關稅改正案 鐵の關稅改正問題は從來も屢々唱へられたる所で、政府筋にても現に之れ就て財政經濟調査會で審議を凝して居るが日本礦業會及日本鐵鋼協會では豫てより製鐵聯合調查會を開き五代龍作氏を委員長に今泉、池上、桂、竹内、野呂、牧田、香村、淺野、齋藤、重松の諸氏委員となり調査の結果意見書を作製し之を東京商業會議所へ提出し會議所にては之に基き目下繼續開會中の關稅委員會に附議しつゝあり何れ成案を得ば夫れぐ關係當局者へも建議する由であるが其意見の大要是左の通りである。

現行關稅無效 政府は曩に不況襲來當時救濟の必要上第十四議會の協賛を経て鐵に對する一部關稅の改正を實行するに至つたが其程度は種々の保護政策を實行し且製鐵業の大合同を成立せしめ經濟的の作業を爲し得るを前提として定められたものなるが斯くの如き事實の一も擧らざる現狀

に於ては殆ど何等の効果無く殊に其改正に於て製鐵業の根本たる銑鐵を度外視し其關稅率に何の變更も爲さざるは其當を得ざるもので改正に就ては先づ銑鐵の關稅改正を以て保護の根本方針を表明するの必要を認めるのである鐵に對する列國の關稅を見るに英國の如き自由貿易主義の國に於ても其初め保護關稅に依りて之を獎勵發達せしめ米國に於ては最も徹底的に保護關稅を應用し其他歐洲諸國何れも保護關稅を採用し就中獨逸は保護政策に據りて英國を壓倒した程である保護の程度は各國等差あり多きは從價五六割に達し少なきも二割を下らざるものである。

從價三割妥當 我邦に於て條約改正の始めに當り鐵の關稅は從價三割を基準として次で輸入獎勵の爲め從價一割五分の基準に改められた今や製鐵保護を目標とすれば從價三割は必ずしも過大ならずと雖も從價率の標準は別問題として現在及近き將來を考慮し我生産費と輸入品の價格とを比較し我事業成立可能の程度を以て稅率の基準と爲さん事を望むのである試みに鐵類中銑鐵條竿類板薄板等主要なるものに就て本邦に於ける生産費と輸入品の平均價格を比較するに外品は銑鐵に於て一噸に付十二圓條竿類に於て三十圓厚鋼板に於て三十三圓薄鋼板に於て五十圓方低廉である。差額を引上 即ち此差額だけを關稅とする時は内地生産業は略收支相償ふよう思はるゝも實際關稅と同額丈價格の騰貴を實現するものに非ずして市價は概ね其以下にあるを常例とし且營利事業たる以上相當利益を擧げざる可からざる故該差額丈の關稅を以てしては當業者の非常なる努力に依り今日以上更に生産費を節約するの要あるは勿論で又幾分

の節約を可能と認め右の差額を以て關稅額となさん事を提倡するのである即ち其差額は之を現在の價格に割當る時は約二割内外乃至三割前後に該當し世界列國の實例に對照するも保護關稅として決して過大に非らずと云ふのである。

(製鐵聯合調查會)

● 金屬鑛業保護 鐵の關稅引上に關する製鐵聯合調查會の對案は前述の如くであるが尙同會では本邦亞鉛鑛業並に鉛ニッケル及アルミニウム等の金屬鑛業保護の爲め適當の關稅引上を要望し大體左の如き對案を決した何れ最近開催せらる可き財政經濟調查會の關稅定率改正委員會に附議せらるゝであらうが今其案の內容に就き大要を記すれば左の通りである。

亞鉛 本邦亞鉛鑛業は原鑛豊富で戰前既に發達を遂げ輸出國となつたが戰後價格の下落と共に經營困難となり今や僅かに二三製鍊所を残すのみである昨年六月從來の重量稅每百斤七十錢を三圓に改定實施せられたのも其改定は低率に過ぎ且つ亞鉛華及亞鉛薄板製造業者の爲に其原料亞鉛の輸入稅免除の特例を設けられた爲め延いて輸入を増大せしめ以て本邦亞鉛鑛業を窮境に陥らしめた現在我國に於て設備と技術とを兼備する工場に於ても製產費は每百斤二十二圓を降らない然るに輸入品は甚だ低廉であるから斯業の存立を圖るには前記免稅の特例を廢すると同時に更に關稅を増額して每百斤八圓五十錢百斤約五圓に改定する事を至當とし純亞鉛に就ては製產費普通亞鉛に比し多額を要するから從量稅每百斤十七圓百斤約十圓を課す可きである。

鉛 軍需上並に一般工業上必須なるに拘らず其發達は著しくない製產費は毎百斤二十六圓内外百斤十五、六圓を要し歐米の如く低廉でないから關稅に依つて保護し增產を期す可く其稅率に就いて現在の關稅每百斤約三圓に改定するを適當とする。

ニッケル 本邦に於てはニッケル鑛の產出を見ないが相當の關稅を設けてニッケル製鍊業を起し軍器其他の需要に對し自給を期する爲め特に最高なる大正六年を除き大正九年を含む最近八箇年の歐米平均市價每百斤約二百十圓から打當して百斤五十圓を可とする。

アルミニウム 輕近飛行機等に必要な輕合金電導線等に用途を擴めたが本邦にはアルミニウム原鑛として使用さるゝボーキサイトの產出を見ない併し特に本邦に於ては之に利用さるべき粘土其他の原料は豊富で且つ印度に於ては極めて豊饒なるボーキサイト鑛線を有するのであるから之を利用して將來本邦に於けるアルミニウム製鍊業を成立せしめ之が自給を圖るにはニッケル同様最近八箇年の米國平均市價每百斤約百二十圓から打算して百斤三十圓とするのを至當と認める。

● 電氣製鐵の將來 我國の製鐵業が如何に大戰中黃金時代の反動だと云ひ乍ら眞逆に今日のやうに悲境に沈淪しやうとは思はなかつた。現に重要鑛山中に列せられてゐる鐵山も仙人鑛山は昨年既に作業を休止し、唯今は僅に釜石鑛山が減少したとは云ひ乍ら銑鐵を產出してゐるやうな有様、其釜石も鋼鐵の產出は夙の昔に休止したのである、總じて製鐵界は沈衰の極、僅に餘喘を保つてゐるとしか云はれぬ状態である、然らば昨今の景況は什うかと云ふと農商務省鑛山局製鐵課松尾技師曰く『今日製鐵界が什うであるかと云ふ事に就ては唯眼前熟睹の状態、景況は依然として不可だと云ふより外に方法がない、何分にも大戰時盛んに活躍した爐も全然休止して仕舞つてゐるので十指を數ふる程しか煙を吐いてゐない唯電氣爐が多少働いてゐる。尤も向後製鐵事業は電氣爐の方が有利であるから廳て電氣爐の世界となるのであらう、其處で注目すべき事は近時鑄物工業が今日の悲境時にも拘はらず兎に角やつてゐる事である。惟ふに這は鑄物工業が案外打撃を受けてゐない、鑄物の需要が可成りあると云ふことを意味する、然し乍ら該工事も漸く經營してゐる有様で決して好況だとは云はれぬ、兎に角事業を辛うじてやつてゆく迄の事である、さて鑄物工業が斯くの如き状態であるから勢ひ屑

鉄が其の割合に於て消費されてゐるが、其相場は一噸三十圓乃至三十五圓である。製鐵事業が沈衰して屑鐵を消費する所の鑄物工業がまあやつてゐると一言にして云へば云はれる譯だ、然らば製鐵界の前途は如何となるとこれは八掛見でなくば判るまい、夫れ程混沌としてゐるのである』云々。

● 鐵板狀況 財界好況時に輸入せられたる思惑品の滯貨山積して市況著しく不振を極め斯界の前途は悲觀を以て充さるゝに至つた一方海外市況亦英國物の弱氣配更に大陸市場の軟調を移し殊に米國筋は從來の操業を繼續する目的で生産費を割つても尙ほ注文に應じつゝあつた關係上本品の市價は低落の一途を辿り内地市場沈衰は遂に當業者の倒産する者さへ出すに至つたが斯くては折角戰時中勃興した斯業も壞滅するの外なき迄に立至つたので當業者は之が轉回策に腐心し極度の操短を爲し又は斯業の大合同を劃する等努力の到らざることなく遂に產業保護の目的の下に輸入税を改變したが此結果は七月下旬を底値として八月以来漸騰歩調に轉じた、それに是迄買控への態度に在つたものも秋期需要期とて一勢に買付けした、旁々九月下旬八幡製鐵所では薄板を値上したので市況著しく硬化し採算有利となつて急に買註文頻發された結果十月下旬より續々入津するに至つた即ち十年中の板鐵輸入は四百七十五萬擔、七百四十九萬四千餘圓で九年に比しては數量に於て四割七分餘、價額に於て約四割の著減であるが八年分の減少に過ぎない蓋し内地斯業の現況より觀て決して輸入不振であつたとは云ひ難いので、月別に通觀するに内地市況尤も不勢であつた、一月以降七月迄相當の入荷を見たのは獨

逸鐵板の投賣物が現れ價格も英米に比し常に割安であつたので本邦當業者は値惚れ買に注文を頻發した從つて一時世界鋼鐵市場の中心は獨逸に移つたが如き有様であつたが政情の不安鐵工所罷業等は價額を昂騰せしめた一方米國品は價額及運賃引下を敢行したので再び其中心は米國に推移した然るに英米當業者の觀測は軍縮は差詰め鋼材の需要を激減するであらうが結局は之がため平和工業の勃興を促進すべきを以て却て好況を齎すならんとの豫測は米國市況の好轉を招致して再び輸入不利となつた結果以上の數字を示したのであるが内地斯業の現況に鑑み尙八年と匹敵する輸入を見たるは異とするに足る蓋し本邦斯業は軍備の擴張によつてのみ發達したものであるから軍縮は遂に内地斯業の致命傷となつたが海外斯業は軍備以外の工業發達に隨伴したのであるから軍縮は斯業の脅威となならないのみか却つて平和工業の躍進を企圖せらるゝのみであつて本品の貿易事情は此間の消息を説明して居る。

● 廢棄艦處分決定 海軍條約實施の結果廢棄を要する艦艇の處分は最近左の如く決定した依つて海軍では條約の效力が發生せば直に之が廢棄に着手し得るよう準備を完了してゐる。

一、廢棄すべき艦艇は原則として各所屬軍港に於て實施する、右所屬港は左の通りなり。

佐世保 敷島、肥前

舞鶴 鹿島、香取、安藝、薩摩
横須賀 戰艦朝日、巡戰生駒

(イ) 横須賀、土佐は爆擊、砲擊の實驗をした後横須賀、吳の

工廠で廢棄處分をする。

(ロ)解體作業を原則として各所屬軍港で行ふが砲塔の撤去の如き作業は吳、横須賀兩軍港に廻航して行ふ。

(ハ)又舞鶴工廠は設備も狹小であるから一部分の廢棄處分を行ふが大部分は佐世保或は吳に廻航して行ふ。

二、爆沈すべき艦艇 戰艦安藝、薩摩

三、技術上の實驗に供するもの

未成艦土佐

四、實驗を行ふべき場所

伊勢灣沖

五、廢艦處分に必要なる經費總額一千四五百萬圓（但し二箇年繼續支出）

◎大阪造船鐵工場解雇者手當調 海軍々縮によつて最も痛切に打撃を受けるのは各地に於ける造船製鐵鋼工場の被解雇者並に海軍工廠に於ける官業勞働者である。それで大阪府工務課は府下に於ける三百名以上の職工を有する造船製鐵鋼工場の失業者が現在如何なる解雇手當その他給與並に共濟組合の扶助規則又は救護規則による給與を支給せられてゐるかを調査して内務省社會局長田子一民氏に宛て報告した、右給與の支給は造船製鐵鋼工場に於ける被解雇者保護規程によつたものであつてそれによつて勞働者の數並に給與額を示すと左の如くである。

小野鐵工造船所

イ、勞働者數 一年未満勤續勞働者二百四十七人、五年未満同百九十三人、五年以上同四十三人、合計四百八十三人。

ロ、解雇手當 勤續年數六ヶ月未満は日給廿日分支給、同一

箇年は卅二日分支給、一箇年以上一箇月を増す毎に日給一日分を加給（但し臨時雇及び任意退職を含まず）。

藤永田造船所

イ、勞働者數 一箇年未満六十七人、三ヶ年同百五十九人、五ヶ年同二百三人、十年同七十九人、十年以上卅七人合計五百四十五人。

ロ、解雇手當並に其他の給與 勤續年數八ヶ月未満は卅日分一ヶ年は四十五日分、日給二圓以下で生計困難な者に對しては二圓に達するまで補給をする。

住友製鋼所

イ、勞働者數 勤續年數一箇年未満九百八十五人、同三年二百七十五人、同七年百二十八人、同十年以上百卅四人、合計千七百卅四人。

ロ、共濟組合の扶助規則並に救護規則等に依る給與 右組合に入會後三年以上を経過した者の中當所の都合及び身體虛弱で業務に堪へないため解雇せられたときは一箇年につき日給三日分、本人の都合によつて解雇せられたときは一箇年について日給一日分を支給。

大阪鐵工所櫻島工場

イ、勞働者數 三年未満二千百五十五人、五年同七百五十七人、十年同二百七十二人、十年以上八十九人、合計三千二百七十四人。

ロ、共濟組合扶助規則並に救護規則等による給與 六ヶ月未満はその拂入掛金額相當額、六ヶ月以上は日給十日分以内、一ヶ年以上は十五日分、二ヶ年以上五ヶ年未満は卅五日分老衰、傷病その他已むを得ざる事由により退會したもののは

五年以上勤続の場合は日給の一ヶ月分以上十年以上勤続の者は日給五ヶ月以上を支給。

藤永田造船所敷地工場

イ、労働者數 一年未満七百七十八人、二年未満六百八十四人、三年未満二百十八人、四年未満 卅五人、四年以上卅九人、合計千七百五十四人。

ロ、解雇手當並に共濟組合の扶助規則並に救護規則等による給與 常傭六箇月未満は日給卅日分、同一年未満は日給四十五日分、同一年後は一箇月を増す毎に日給一日分を加給、臨時職工は勤続四箇月以上は日給七日分を支給、勤續滿十五年以上で滿五十五歳以上の者が病氣その他の事故によつて退職したときは勤続十五年以上は右通常の場合の三分の一、同廿年以上は同二分の一、同廿五年以上は同五分の三同卅年以上は同四分の三を支給共濟組合扶助規則並に救護規則等による給與勤續三箇年以上は日給十五日分以上、同五箇年以上は同廿日分同十箇年は同七十五日分を給與。

尤も右の場合によつて退會した者にはその拂込掛金半額に相當する金額を給與する。

因に右三百人以上の労働者を使用する工場の中栗本鐵工所並に天保山鐵工場があるが給與その他の手當に關して別段被解雇者の保護規定が作製されてゐない。

●米國鐵界好況 二月中鐵道純益見込は四分二分一以上〇〇臺である、建築自動車引續き好況、鐵材先物註文漸次増加しユー・エス・スチール社四月一日註文持高四、四九四、〇〇

○噸となつた、作業率ユー・エス・スチール社七割一分、其他八割以上のもの少からず、三月中銑鐵生産高二、〇八四、〇〇〇噸、年額二五、〇〇〇、〇〇〇噸、鋼年額三三、〇〇〇、〇〇〇噸でユー・エス・スチール社も棒鐵百封度に就き一〇セント値上をした。

市俄古市況 土木建築界の旺盛と鐵道の貨車、機關車並に軌條の注文で當地鋼鐵界は活況を告げイリノイズ鋼鐵會社の三月中に引受けたる注文數量は昨年度全部よりも遙に多く本月も亦今日迄の所では前月に劣らぬ注文を引受けた。企業専門家にして鐵價の騰貴を豫想し製鐵業の景氣恢復を逆賭するものも甚くない。

●薄板輸入增加 米國より本邦へ積出された薄板は一月二萬二千五百噸、二月一萬六千噸で昨年の同期に比較すると著しく増加してゐるから自然市場の人氣はこれに抑制され不振の商狀を呈してゐる尙昨年中に於ける米國物の輸入量は十三萬七千六百二十六噸であるが英國は一萬六千八十九噸に過ぎぬと。

●鋼材輸入高 最近調査に據れば三月中米獨英白其他の諸外國から輸入せられた鋼材は總計九萬四千六百一噸で前回の夫れに較ぶれば二萬四千八百八十六噸の増加である、昨今米獨を首めとし海外鋼材は割高である所から輸入新規註文は殆ど杜絶の姿であるに拘はらず、斯く輸入高の増加せるは客觀から本春にかけ内地に於ける鐵市場が中間景氣を現はせる當時の註文品の到着したに因る其の内訳左の如し。(單位噸)

△板類三七、六三四△棒型物二一、四四一△釘四、九八△針金一一、一一四△

九四、六〇一

●製鐵所銑鐵賣却 八幡製鐵所は海軍縮小の結果手持製銅用銑鐵の餘裕を生じた關係より十萬噸丈け市場に賣出すとの噂があつた爲め市場に動搖を與へたので各製鐵業者は過日工業俱樂部に於て會合協議の結果阪本（三菱製鐵）香村（田中鑛山）の二氏代表者として製鐵所長官を訪問し銑鐵市況の現狀に鑑み當分斯る大量の銑鐵を市場に賣出さる様懇請したるに長官も之を諒とし日本鋼管會社に對し横濱沖渡一噸當り五十五圓を以て一千噸丈け賣却するの外當分賣出さる事を約したさうである之に依つて市場一部に於ける誤解も除去されたから自然此後銑鐵市況を安定するだらうと。

○特許 前號報告後鐵鋼に關する特許を摘錄すれば左の如し。

第三九二六一號

出願特許 大正九年八月二十二日

特許權者 東京府 内 藤 游

砂鐵又ハ粉末鐵鑛處理法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ砂鐵又ハ粉末鐵鑛ニ粘結性石炭ヲ混合加熱シテ得タル含鐵骸炭ヲ野天ニ積ミ之ニ亞硫酸瓦斯或ハ鹽素瓦斯ヲ通スルカ又ハ苛性「アルカリ」溶液或ハ海水ヲ注加シ更ニ空氣作用ニヨリ該骸炭中ノ鐵分ヲ水酸化鐵ニ變シ頗ル堅牢ナル團塊トナシ之ヲ適當ノ溶剤ト共ニ爐ニ裝入シ製銑スル砂鐵又ハ粉末鐵鑛ヲ處理スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ骸炭中ニ存在スル還元鐵ヲ可溶性酸化物トシ骸炭ノ氣孔ヲ填充セシメ之ニヨリ骸炭ヲ堅牢ナラシメ製鐵ニ際シ炭素ヲ加フルコトナク最モ經濟的ニ銑鐵ヲ製シ得セシムルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記セルカ如ク砂鐵又ハ粉末鐵鑛ニ粘結性石炭ヲ混合加熱シテ得タル含鐵骸炭ヲ野天ニ積ミ之ニ亞硫酸瓦斯或ハ鹽素瓦斯ヲ通スルカ又ハ「アルカリ」溶液或ハ海水ヲ注加シ更ニ空氣作用ニヨリ該骸炭中ノ鐵分ヲ水酸化鐵ニ變シ頗ル堅牢ナル團塊トナシ之ヲ適當ノ溶剤ト共ニ爐ニ裝入シ製銑スル砂鐵又ハ粉末鐵鑛ヲ處理スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ骸炭中ニ存在スル還元鐵ヲ可溶性酸化物トシ骸炭ノ氣孔ヲ填充セシメ之ニヨリ骸炭ヲ堅牢ナラシメ製鐵ニ際シ炭素ヲ加フルコトナク最モ經濟的ニ銑鐵ヲ製シ得セシムルニ在リ。

●製鐵所銑鐵賣却 八幡製鐵所は海軍縮小の結果手持製銅用銑鐵の餘裕を生じた關係より十萬噸丈け市場に賣出すとの噂があつた爲め市場に動搖を與へたので各製鐵業者は過日工業俱樂部に於て會合協議の結果阪本（三菱製鐵）香村（田中鑛山）の二氏代表者として製鐵所長官を訪問し銑鐵市況の現狀に鑑み當分斯る大量の銑鐵を市場に賣出さる様懇請したるに長官も之を諒とし日本鋼管會社に對し横濱沖渡一噸當り五十五圓を以て一千噸丈け賣却するの外當分賣出さる事を約したさうである之に依つて市場一部に於ける誤解も除去されたから自然此後銑鐵市況を安定するだらうと。

第三九六五〇號 出願特許 大正九年八月二十二日
特許權者 東京市 日本亞鉛株式會社

低燐銑鐵製造法ノ改良

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ鐵鑛ヨリ製練セル白銑鋼ヲ普通方法ニテ精製シ不純物殊ニ燐ヲ除去シタル後石油「ピツチ」ヲ添加シ炭化作用ヲ行フ所ノ低燐銑鐵製造方法ノ改良ニ係リ其目的トスル所ハ脱燐シタルモノヲ炭化スルニ當リ燐ノ混入ヲ防キ頗ル簡易ニ所要成分ノ銑鐵ヲ得ルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記セルカ如ク鐵鑛ヨリ製煉セル白銑鋼ヲ普通方法ニテ精製シ不純物殊ニ燐ヲ除去シタル後石油「ピツチ」ヲ添加シ炭化作用ヲ行フ所ノ低燐銑鐵ヲ製造スル方法ノ改良。

第三九九三一號 出願特許 大正九年十二月二十九日
特許權者 東京府 福島 達夫

鑄造用特殊銑鐵

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ特殊ノ割合ノ「チタニウム」及炭素ヲ含有スル銑鐵ニ係リ其目的トスル所ハ組織緻密齋ニシテ彈性ニ富ミ硬度高ク併モ韌性強キ鑄物ヲ製成セシムルニアリ。

特許請求ノ範圍

一 前記ノ目的ヲ達スル爲ニ「チタニウム」〇、四一〇、八%炭素一、二一一九%ヲ含有スルコトヲ特徵トスル鑄造用特殊銑鐵。

第四〇四六〇號 出願特許 大正十年七月十六日
特許權者 陸軍大臣 山梨半造

鋼鈀ト異種ノ金屬又ハ合金トノ合成鈀製造法

可溶性鐵化合物トシ之ニヨリテ骸炭ノ氣孔ヲ填充シ空氣作用ニヨリ更ニ酸化レ堅牢ナル團塊トナシ適當ノ熔劑ト共ニ爐ニ裝入シ製銑スル三工程ノ組合ヨリ成ル砂鐵又ハ粉末鐵鑛ヲ處理スル方法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ鋼鉄ノ片面若クハ表裏兩面ニ異種ノ金屬鉄或ハ合金鉄ヲ重合シ之ヲ薄鐵鉄ニヨリ被覆シ然ル後之ニ適度ノ熱ヲ施シテ壓延機ニヨリ壓延シテ接着セシムル鋼鉄ト異種ノ金屬又ハ合金トノ合成鉄製造方法ニ係ハリ其ノ目的トスル所ハ容易迅速ニ且完全ナル耐錫性鋼鉄ヲ製出シテ兵器、器具、機械或ハ裝飾用材料等ノ適材ヲ得ントスルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一 本文所載ノ目的ニ於テ本文ニ詳記セル如ク鋼鉄ノ片面若クハ表裏全面ニ異種ノ金屬鉄若クハ合金鉄ヲ互ニ重合シテ之ヲ外部ヨリ空氣ノ浸入ヲナカラシムヘク薄鐵鉄ヲ以テ緊密ニ被覆シ之ニ加熱ヲ施シ直ニ壓延機ニヨリ壓延シツツ互ニ接着セシムル合成鉄製造法。

第四〇五一四號

出願
大正九年二月十七日

特許權者 東京市 日本電氣製鐵株式會社

總テノ鐵鑛石中ニ含有セラルル燐化合物ヲ除去スル方
法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領
本發明ハ鐵鑛石ヲ細末トシ之ニ「アルカリ」溶液ヲ加ヘ熱シ後放置シテ前記鐵鑛石中ニ含ム燐ヲ去ル鐵鑛ヨリ燐ヲ去ル方法ニシテ其目的トスル處ハ鐵鑛中ノ燐ヲ除去シ之ヨリ精煉セラレシ鐵中ニ含マルル燐分ノ存在ヲ減少セシメントスルニアリ。

特許請求ノ範圍

一 本文所載ノ目的ニ於テ本文ニ詳記スル如ク鐵分ヲ細末トシ之ニ「アルカリ」ノ溶液ヲ加ヘ加熱シ(若ハ加熱セス)攪拌シテ後冷却シ放置シ鐵鑛ヲ沈澱セシメテ分離スル鐵鑛中ニ含ム燐ヲ除去スル方法。

第四〇六三三號

出願
大正十年十一月十四日

特許權者 米國 パツツイー、ファッソン
劍

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ鞘ト鞘内ニ摺動自在ニ裝置セル刀身ト刀身ノ内端ニ裝着シ鞘ニ好ク適合シ且ツ四所ヲ具フル頭部ト鞘内ニ於テ頭部ノ凹所ト一線ニアル管ト四所内ニ裝着シ管内伸縮自在ニ相結合シ身刀ノ尖端ハ平常柄ノ端ヨリモ少シク延長シ使用ノ爲メノ刀身ヲ延長スル迄ハ敵手ヲシテ劍ノ全長ヲ知ルコトヲ不可能ナラシメ尙又劍ヲ敵手ニ向ツテ突キ込メハ刀身ハ自働的ニ突出シ其位置ニ於テ柄ニ固持セシムル劍ヲ得ルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一 鞘内ニ摺動自在ニ裝置セル刀身ト刀身ノ内端ニ裝着シ鞘ニ好ク適合シ且ツ四所ヲ具フル頭部ト鞘内ニ於テ頭部ノ凹所ト一線ニアル管ト四所内ニ裝着シ管内ニテ摺動自在ナル針ト管ノ内部ニテ針ノ周圍ニ裝置シ一端ハ四所内ニ裝着シ平常刀身ヲ前方ニ推進スル伸縮自在ノ渦狀彈條ト刀身ヲ鞘内ニ保持スル爲メノ押釦トヲ有スル劍。

第四〇七四一號

出願
大正九年十二月二十五日

特許權者 東京市 三菱製鐵株式會社

磁氣選鐵機

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ一ツノ中心軸ヲ中心トスル一圓周上ニ並接シ直接選鐵即チ磁性物片ノ直接吸引ヲ行フヘキ數多ノ回轉磁石ト同徑圓周上ニ且ツ該回轉磁石ノ直下ニ交互ニ連接セル適宜數ノ選鐵極竈ニ精鐵極トヲ備ヘ該回轉磁石ノ勵磁電流ハ整流子片ニ依リ導入スヘクシ其大サヲハ該磁石カ選鐵極直上ヲ通過スル間ハ常ニ同一ナラシメ該回轉磁石カ精鐵極ノ直上ヲ通過スル時ハ消磁化ノ狀態トナルヘク而カモ該磁石カ電流ヲ斷ツ際ニ發生スヘキ火花ハ消極用磁極ニ依リテ防止シ得ヘクセル磁氣選鐵機ニ係リ其目的トスル所ハ磁鐵極ハ勿論赤鐵鑛、褐鐵鑛、重石其他弱磁性鑛ノ選鐵採集ニ適切ナル裝置ヲ得ルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記且別紙圖面ニ示スカ如ク一ツノ回轉中心軸トヲ中心トスル一圓周上ニ並設シ直接選鐵即チ磁性物片ノ直接吸引ヲ行フヘキ數多ノ回轉磁石ト之レト同徑圓周上ニ固定シ且該回轉磁石ノ直下ニ交互ニ連接セル適宜數ノ選鐵極竈ニ精鐵極トヲ備ヘ該回轉磁石ノ勵磁電流ハ整

流子片ニ依リ導入スヘクシ該勵磁電流ノ大サハ該磁石カ選鑛桶直上ヲ通過スル間ハ常ニ同一ナラシメ該回轉磁石カ精鑛桶ノ直上ヲ通過スル間ハ消磁化ノ状態トナルヘク而モ該磁石カ消磁化ノ状態トナル最初即チ該磁石カ電流ヲ断ツ際ニ發生スヘキ火花ハ消極用磁極ニ依リテ防止シ得ヘクセル磁氣選鑛機 二 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク磁石ノ磁氣回路ノ磁氣抵抗ヲ減少シテ磁力線ノ急激ナル增加ヲ計リ磁性ヲ強カラシムル爲メニ選鑛桶ノ底面適當箇所ニ強磁性鐵板ヲ接着セシメシ第一項所載ノ磁氣選鑛機三本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク流入セル鑛石ヲ攪拌シテ磁石ノ吸引ヲ容易ナラシムル爲メニ選鑛桶ノ側面穿孔ヨリ壓力水ヲ噴出セシムヘクセル第一項第二項所載ノ磁氣選鑛機 四 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク選鑛桶ノ側面竝ニ底面ヲ周リテ壓力水容筐ヲ形成セシメタル第三項所載ノ磁氣選鑛機 五 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メニ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク選鑛桶ニ適當ノ傾斜ヲ附與セシムル爲メニ關連作動セシメ得ル二本又ハ二本以上ノ支柱ヲ具備セシメタル前諸項所載ノ磁氣選鑛機 六 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且ツ別紙圖面ニ示スカ如ク選鑛桶ヲ支持シテ之レニ適當ノ傾斜ヲ與フヘク相關聯作動スル各支柱ニハ鎖輪ヲ有セシメ各鎖輪ヲ通シテ鎖ヲ懸架セシメタル第五項所載ノ磁氣選鑛機 七 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク磁石ト選鑛桶トノ距離ハ之レヲ任意ニ調節シ得ヘクセル前各項所載ノ磁氣選鑛機 八 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且ツ別紙圖面ニ示スカ如ク鐵心ノ吸引部ハ尖頭形ナラシメ而モ該吸引部ヲ除ク他ノ部分ニ機械的ニ掩蔽シテ電氣的ニ保護絶縁セシメタル第一項所載ノ磁氣選鑛機 九 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク磁石カ電流ヲ斷ツ附近ノ精鑛桶内ニ壓力水ヲ噴出スヘキ噴出孔ヲ穿テル第一項第九項所載ノ磁氣選鑛機 十 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示セルカ如ク消極用磁極ノ精鑛桶凸入部ニ對スル出入作動ハ偏心輪機構ニヨリテ磁石ノ周回運動ト對應セシメ磁石カ該凸入部直上ニ來ル時消極用磁極

第四〇七四二號 出願 大正十年一月七日 特許 大正十年十一月二十八日
特許權者 八幡市 田所芳秋
電氣爐
發明ノ性質及ヒ目的ノ要領
本發明ハ兩端部ヲ密ニ中央部ニ至ルニ從ヒ漸次疎ニ抵抗線ヲ配置セル電氣爐ニ係リ其目的トスル所ハ爐内ニ挿内セル試片ヲ一様溫度ニ加熱シ得ヘキ均熱電氣爐ヲ得ントスルニ在リ。

特許請求ノ範圍

一本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク兩端部ヲ密ニ中央部ニ至ルニ從ヒ漸次疎ニ抵抗線ヲ配置セル電氣爐 二 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク抵抗線ヲ螺旋状ニ捲回スルニ當リ其兩端部ノ節距ヲ密ナラシメ中央ニ至ルニ從ヒ漸次疎ナラシタル第一項所載ノ電氣爐 三 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク抵抗線ノ兩端部ヲ密ナラシムル爲メニ補助抵抗線ヲ設ケタル第一項所載ノ電氣爐 四 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク抵抗線ハ螺旋状配置又ハ曲線状配置ヲ以テシ得ル第一項所載ノ電氣爐 五 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク爐内ニ全ク磁場ヲ形成セシメサラシメ非磁性トナシタル第一項所載ノ電氣爐 六 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示セルカ如ク加熱抵抗線ノ外周ニ消磁抵抗線ヲ設ケ電流ニ基ク磁場ヲ形成セシメサラシムヘクセル第一項第五項所載ノ電氣爐 七 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク抵抗線ノ酸化纖小ヲ防止スヘク外氣ノ接觸ヲ遮断スル爲メ適當ニ被覆セル第一項所載ノ電氣爐 八 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如ク抵抗線ヲ捲装セル碍管上ニ保護管ヲ設シ熱ノ絶縁體ヲ以テ被覆シ更ニ其兩端ヲ填塞セル第一項所載ノ電氣爐 九 本文所記ノ目的ヲ達センカ爲メ本文ニ詳記シ且別紙圖面ニ示スカ如キ電氣爐。